

令和 6 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 3 月 2 8 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 2 1〕

① 件 名		
不妊検査費助成事業における事業内容の拡充について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 宮城県が市町村事業に対する助成事業として実施している「宮城県不妊検査費助成事業」は、令和 6 年度から県内での統一的な事業として、県と市町村が協力し実施してきたところであるが、令和 7 年度から事業内容を一部拡充することとされた。 【目的】 事業内容を拡充することにより、経済的負担の更なる軽減と早期の不妊検査受診を促進する。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 1 妊娠から出産・子育て期における切れ目のない支援を行う		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和 6 年 7 月 石巻市不妊検査費助成事業開始 令和 7 年 3 月 宮城県から「宮城県不妊検査費助成事業交付要綱」の一部を改正する旨の通知		
⑤ 主な内容		
要 件	改正	現行
1 対象者	変更なし	助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。 (2) 検査開始日における妻の年齢が 4 3 歳未満であること。 (3) 夫婦両方が検査を受けていること。 (4) 申請日において、夫または妻のいずれか一方若しくは両方が石巻市内に住所を有すること。
2 助成対象とする検査内容及び範囲	変更なし	本事業の助成の対象となる検査は、夫婦が受けた、医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査とし、原則として検査開始日から 1 年以内に受けたものとする。

3 助成額及び回数	(1) 助成額は、不妊検査に係る費用として医療機関に支払った額とし、3万円を上限に助成する。 (2) 助成回数は、1組の夫婦につき <u>1子ごとに1回限り</u> とする。	(1) 助成額は、不妊検査に係る費用として医療機関に支払った額とし、3万円を上限に助成する。 (2) 助成回数は、1組の夫婦につき <u>1回限り</u> とする。
4 助成方法	変更なし	償還払いにより助成を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】
不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦の早期の不妊検査受診を促進し、不妊治療に繋げることで安心して出産や子育てができる環境の充実が図られる。

【市財政への負担】（令和7年度当初予算額）
1, 360千円 内訳：助成金 1, 350千円（30千円×45件）
 事務費 10千円

（財源）助成金：宮城県不妊検査費助成事業補助金（10／10）
事務費：一般財源

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内全ての自治体で事業を実施する。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年4月 石巻市不妊検査費助成事業実施要綱の一部改正
 （施行予定年月日：令和7年4月1日）
 市報、市ホームページ等で周知

⑨ その他

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦の早期の不妊検査受診を促進し、不妊治療に繋げることで安心して出産や子育てができる環境の充実が図られる。

【市財政への負担】（令和7年度当初予算額）

1, 360千円 内訳：助成金 1, 350千円（30千円×45件）
事務費 10千円

(財源) 助成金：宮城県不妊検査費助成事業補助金（10／10）
事務費：一般財源

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内全ての自治体で事業を実施する。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年4月 石巻市不妊検査費助成事業実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
市報、市ホームページ等で周知

⑨ その他